

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科教員の資格判定に関する基準

〔平成2年10月19日〕
〔連合農学研究科要項等第4号〕

- 1 博士の学位（外国の博士号を含む。）を有し、現在当該分野において活発な研究活動を行っており、かつ、十分な研究指導能力を有すること。ただし、修士（博士前期）課程の指導教員資格者に限る。
- 2 学位を有しない場合でも、学会賞受賞又は、公刊された論文・研究著書により研究業績が極めて顕著であり、十分な研究指導能力があると認められる場合は、前項に準じて取り扱うことができる。
- 3 職種及び発表された著書及び学術論文は、原則として下記の条件を満たしていること。ただし、最近5年間のうちに休職をした者については、本人の申出に基づき、下記の著者・学術論文の欄中「最近5年間」としている5年間の期間に当該休職の期間相当分を加えることができる。
- 4 資格再審査で資格喪失した者の資格判定は、喪失した資格区分と同じ場合に限り、下記の条件のうち最近5年間の研究業績について審査を行う。

| 区 分 | 職 種 | 著 書 ・ 学術論文 | |
|----------|-----------------|------------|--------------------------------|
| | | 著書，学術雑誌 | 左のうち最近5年間に発表された著書及び学術雑誌 |
| 主指導教員資格者 | 教授 | 20編程度 | 5編程度 |
| | 准教授 | 20編程度 | 5編程度 (うち責任著者を含む筆頭著者論文が3編以上) |
| 指導教員資格者 | 教授・准教授 講師・助教 | 10編程度 | 3編程度 |

- 5 修士（博士前期）課程の指導教員資格者でなくなったときは、その時点で連合農学研究科教員の資格は喪失する。この場合、当該者が所属する研究科長等は、速やかに連合農学研究科長にその旨を連絡する。

附 則（平成8年1月9日連合農学研究科要項等第3号）

この要項等は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月12日連合農学研究科要項等第1号）

この要項等は、平成13年9月12日から施行する。

附 則（平成16年5月14日連合農学研究科要項等第6号）

この要項等は、平成16年5月14日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科の教員の資格判定に関する基準の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16年9月3日連合農学研究科要項等第15号）

この要項等は、平成16年9月3日から施行する。

附 則（平成17年12月16日連合農学研究科要項等第5号）

この要項等は、平成17年12月16日から施行する。

附 則（平成19年2月16日連合農学研究科要項等第5号）

この要項等は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成28年2月19日連合農学研究科要項等第4号）

この要項等は、平成28年2月19日から施行する。

附 則（令和元年8月23日連合農学研究科要項等第1号）

この要項等は、令和元年8月23日から施行する。

附 則（令和6年2月16日連合農学研究科要項等第3号）

この要項等は、令和6年2月16日から施行する。

附 則（令和7年8月22日連合農学研究科要項等第2号）

この要項等は、令和8年4月1日から施行する。